

福岡市旅館業法施行細則新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1～第8条 (略) (構造設備の基準の特例)</p> <p>第9条 <u>条例第6条の規定により緩和することができる基準は、条例第4条第1号(条例第3条第2号アに係る部分に限る。)</u>に掲げる基準とする。</p> <p>2 <u>条例第6条の規定による緩和後の構造設備の基準の内容は、市長が別に定める。</u></p> <p>第10～第11条 (略) <u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <p>(以降略)</p>	<p>第1～第8条 (略) (構造設備の基準の特例)</p> <p>第9条 <u>条例第6条の規則で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げる旅館業の施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1) <u>旅館・ホテル営業施設 条例第3条第3号ア及びウ並びに同条第4号ア(同条第3号アに係る部分に限る。)</u>に掲げる基準</p> <p>(2) <u>簡易宿所営業施設 条例第4条第1号(条例第3条第3号ア及びウ並びに同条第4号(同条第3号アに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)</u>に掲げる基準</p> <p>(3) <u>下宿営業施設 条例第5条(条例第3条第3号ア及びウ並びに同条第4号(同条第3号アに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)</u>に定める基準</p> <p>2 <u>条例第6条の規定により緩和し、又は適用しないこととした場合における構造設備の基準は、市長が別に定める。</u></p> <p>第10～第11条 (略) (<u>営業施設について講ずべき措置の基準の特例</u>)</p> <p>第11条の2 <u>条例第9条の規則で定める措置の基準は、条例第8条第6号テに掲げる基準とする。</u></p> <p>2 <u>条例第9条の規定により緩和し、又は適用しないこととした場合における措置の基準は、市長が別に定める。</u></p> <p>(以降略)</p>